

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令
 第五条第一項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

平成二十四年十月二十九日

広島県収用委員会

一 通知を受けるべき者

氏名	住所
岡 芹 晋	東京都北区西ヶ原四丁目二八番六一三〇一号 Malibu Hills
友 重 千 恵	広島県安芸郡府中町青崎東六番一七号
成 富 美 幸	福岡県福岡市南区野間二丁目七番一―五〇一号
藤 井 幸 代	福岡県福岡市城南区荒江団地三一番三〇五号
右記の外、（亡）岸副サラコ相続人のうち、通知すべき事項を記載した書類の通知を受けていない者	不明

二 通知すべき事項を記載した書類の名称

一般国道五四号改築工事（可部バイパス・広島県広島市安佐北区三入六丁目地内から同区大林町字浜ヶ谷地内まで）に係る土地収用事件の第一回審理開催の通知

三 土地等の表示

所在	地番	地目		地積		収用しようとする土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
広島市 安佐北区 大林町 字真香	五七六番	山林	山林	一三	一五・〇二	一五・〇二

四 通知すべき事項を記載した書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木局土木総務課

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、平成二十四年十一月十五日にその通知があったものとみなされます。